

生徒心得

この心得は、白老東高等学校生が有意義な高校生活を送るために、一人一人が心がけるべき校内外の生活の基準を示したものである。

各自は本校生としての誇りと使命を自覚し、自らの向上と、新しいよき校風樹立のために努めよう。

1. 礼儀について

- (1) 来客者や本校職員に対し、また生徒相互においても、真心のこもった挨拶や会釈をしよう。
- (2) 言葉づかいは、高校生らしい品位を保ち、目上の人には敬語を、生徒相互においても正しい言葉を用いよう。
- (3) 職員室、校長室、事務室等に入室する時は、コート等を取りノックをし、出入りについては会釈をし、礼儀をわきまえよう。
- (4) 集会、儀式などでは、規律正しく、静粛に行い、その目的の達成に努力しよう。

2. 校内生活について

(1) 登校、下校

- ア. 登校は8時30分までとする。SHR以前に入室すること。
- イ. 登校後、授業終了までは校地外に出ることは認めない。やむを得ず外出する場合、HR担任の許可を受けること。
- ウ. 平日は18時30分までに全ての活動を終了すること。ただし、関係教員がつく場合はその限りではない。

(2) 授業

- ア. 授業中は意欲的に学習し、私語を交すなど他に迷惑をかけないこと。
- イ. 授業開始のチャイムまでに授業の準備をし、着席すること。
- ウ. 授業の開始、終了の挨拶は、係の指示により起立し正しくすること。
- エ. 座席を勝手に変えたり、列を乱さないこと。
- オ. 授業における遅刻や早退は、教科担当にその理由を明らかにした上で着席、または退席すること。

(3) 環境

- ア. 校舎、教具、教材その他の設備を大切に取り扱い、万一破損した場合は速やかに届け出ること。
- イ. ポスター等を掲示する場合は、生徒指導部の許可を受けること。
- ウ. 上履き、外履きの区別を守り、土足をしないこと。
- エ. 校内外の環境美化に努めること。

(4) 休業中および日曜日、祭日における校舎使用

- ア. 土曜日、日曜日および祭日の登下校は、職員玄関から出入りすること。休業中を含めその他の日は、生徒玄関から出入りすること。
- イ. 登校する時は制服等定められた服装をすること。

ウ．校舎使用については、予め計画および、校舎使用願いを提出し、担当教員の許可を受けること。

エ．校舎使用後の清掃、後始末を徹底すること。

(5) 持ち物

ア．授業に不要なものは持ち込まないこと。

イ．アメ、ガム類の持ち込みは禁止する。

ウ．携帯電話について

①授業中の使用や校内での充電行為は禁止する。違反した場合は預かり指導とする（3日間）。

②携帯電話は、原則としてHR教室内でのみ使用すること。

③生徒ホールなどの人目につく場所での通話行為は自粛すること。

3. 校外生活について

(1) 外出するときは、その目的、行き先、帰宅する予定時刻等を保護者に告げ、夜間外出する場合は午後9時までには帰宅すること。

(2) 友人宅での外泊は原則として禁止する。ただし、事情があり外泊を必要とするときは、双方の保護者の許可を得ること。

(3) 主として酒類を提供する飲食店への出入りを禁止する。

(4) 諸行事、諸会合への参加は事前に生徒指導部に届け出ること。

(5) 登山・キャンプをする場合は、保護者の承諾書および責任者の付き添いを条件とし計画書と共にキャンプ等許可願を生徒指導部に提出すること。

(6) パチンコ、マージャン等の娯楽場の出入りを禁止する。

(7) アルバイトについて

①アルバイトをする者は、事前に保護者、担任、本人の三者で十分協議をすること。その上で生徒指導部にアルバイト届を提出し、校長の承認を得ること。

長期休業中におけるアルバイトについては、各々の休業期間の2/3を越えないものとする。（アルバイト承認の条件は別に定める）

②1年生のアルバイトについては原則禁止とする。ただし、事情がある場合は、必ず保護者、担任、本人の三者で協議のうえ、生徒指導部にアルバイト届を提出し、校長の承認を得ること。

4. 交通安全について

(1) 通学については、交通道德、法規等を守り、事故に遭わぬよう気をつけること。特に、JR・バス利用者は、他の乗客に迷惑をかけないこと。

(2) 自転車通学を希望する生徒で、通学距離及び通学路が妥当と認められた場合、自転車通学許可願いを提出し許可を得ること。（自転車通学許可条件は別に定める）

(3) 原動機付自転車及び自動二輪車の運転免許取得は禁止する。

(4) 車両運転免許取得（自動車学校等入校）を希望する者は、保護者来校のうえ、取得希望者説明会に出席し、所定の手続きを得ること。（取得許可基準は別に定める）

5. その他の注意事項

- (1) 飲酒、喫煙をしてはならない。
- (2) 薬物は絶対に使用しないこと。また、関与しないこと。
- (3) 生徒相互の金銭の貸借はつつしみ、問題を生じぬように留意すること。
- (4) いかなる場合も威嚇行為、暴力行為があってはならない。暴力を受けたり、見たり聞いたりした場合は必ず届け出ること。
- (5) 盗難防止のためお互いに気をつけよう。遺失物拾得物は速やかに届け出ること。
- (6) インターネット利用はルールやマナーを守り、トラブルに巻き込まれたり、被害に遭わないよう心がけること。

平成19年 4月 1日一部改正

平成20年 4月 1日一部改正

平成27年 4月 1日一部改正

(登校時間について)

平成28年 4月 1日一部改正

(持ち物、携帯電話について)

平成30年 4月 1日一部改正

服 装 規 程

1. 制服は次のとおり定める。

男子の服装について

- (1) 正装は、本校指定のブレザー、スラックス、ネクタイを着用し、ワイシャツはレギュラー角エリ、白無地とする。校章のバッジは、上着の左エリの所定の個所につけること。くつ下は、白・紺・黒系の無地のものを着用すること。
- (2) 夏季略装期間（6月1日から前期最終日まで）は、ワイシャツにネクタイを締めた姿か、または、学校指定のポロシャツを着用した姿のどちらかとする。なお、ブレザーの着用は自由とする。ただし、行事等で学校が指示したときは正装とする。

女子の服装について

- (1) 正装は、本校指定のブレザー、スカートまたはスラックス、ネクタイを着用し、ブラウスはブロード、レギュラー角エリ、白無地とする。校章のバッジは、上着の左エリの所定の個所につけること。くつ下は、白・紺・黒系の無地のものを着用すること。ストッキングやタイツは、紺・黒・ベージュの無地とする。スカート丈は膝頭にかかる長さとする。
- (2) 夏季略装期間（6月1日から前期最終日まで）は、ブラウスにネクタイを締めた姿か、または、学校指定のポロシャツを着用した姿のどちらかとする。なお、ブレザーの着用は自由とする。ただし、行事等で学校が指示したときは正装とする。
- (3) 女子スラックスは、全員購入とし、冬期間（後期中間考査終了翌日から3月末日まで）は全員が着用する。

※くつ下類に関する規程

- (1) くつ下類の種類と形態について
くつ下は華美にならないこととする。ハイソックスは、白・紺・黒系の無地のものを基本とする。ストッキングやタイツは、紺・黒・ベージュの無地とする。
(注) ルーズソックス、レッグウォーマーは認めない。
- (2) くつ下類の着用について
防寒のために、ストッキングやタイツの上に、くつ下またはハイソックスの着用を認める。ただし、色は白・紺・黒系の無地を基本とする。また、正装を指示された場面ではこれまで通り着用は認めない。

※ニット類に関する規程

- (1) ニット類の種類と形態について
ニット類はベスト・セーター・カーディガンを認める。ただし、ブレザーからはみ出すものは認めない。形状はネクタイが見えるもの、色は紺・白・黒・グレー・ベージュに限定する。ただし、色は単色(ワンポイント・エリやそでにラインが入

るものは可)とする。

(注) チェック・ストライプなど柄物は認めない。

(2) ニット類の着用について

ニット類の登下校・授業中を含む学校生活内のブレザー内の着用は認める。学校内をニット類で生活することはできない。冬期間暖房により暑くなった場合、ニット類を脱ぐこと。夏季略装期間（6月1日から前期最終日まで）の着用は、ベストのみ認める。

(3) 正装時のニット類の扱いについて

正装は、ニット類を外した姿とする。

(注) 正装義務は「入学式」「卒業式」「式典類、その他学校の指定した日」「進路活動」に限る。

2. 登下校時には制服を着用すること。

3. 異装する場合は、事前に生徒手帳にその理由、期間等を記入し、HR担任を通じ生徒指導部に提出し許可を受けること。

4. 登下校の際は、サンダル類を着用してはいけない。

5. 体育行事等は、男女とも学校指定ジャージを着用すること。

6. 頭髪は、本校の規則に則った、高校生らしい、清潔感のある髪型とし、染髪、パーマ、巻き髪等の加工は一切禁止する。

7. 皮革製または、人造皮革製に類するコート、ジャンパーの着用は禁止する。

8. 登下校も含め、パーカーやトレーナー類の着用は禁止する。

平成13年 1月20日 一部改正
(ニット類に関する規程)

平成19年 4月 1日 一部改正

平成20年 4月 1日 一部改正

平成21年 4月 1日 一部改正

平成24年 4月 1日 一部改正

平成25年 4月 1日 一部改正

平成26年 4月 1日 一部改正

(夏季略装に関する規程)

(くつ下類に関する規程)

平成29年 4月 1日 一部改正

(くつ下類に関する規程)

(パーカー、トレーナー類に関する規程)

平成30年 4月 1日 一部改正

諸 届 ・ 諸 願 の 様 式

No	諸 届 ・ 諸 願	用紙保管場所	願出・届出先
1	欠 席 届	生 徒 手 帳	担任
2	遅 刻 届	〃	担任・教科担任
3	早 退 ・ 外 出 届	〃	担任
4	校 舎 使 用 願	職 員 室	担任・顧問
5	旅 行 届	〃	〃
6	キ ャ ン プ 等 許 可 願	〃	担任・生徒指導部
7	ア ル バ イ ト 届	〃	〃
8	対 外 行 事 参 加 許 可 願	〃	〃
9	自 動 車 学 校 通 学 許 可 願	〃	〃
10	自 転 車 通 学 許 可 願	〃	〃
11	異 装 許 可 願	生 徒 手 帳	〃
12	学 割 発 行 願	事 務 室	担任・事務室
13	諸 証 明 書 発 行 願	〃	〃
14	休 学 ・ 退 学 ・ 転 学 願 等	〃	担任・学年主任

平成19年 4月 1日一部改正

生徒会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は北海道白老東高等学校生徒会と称する。

(構 成)

第2条 本会は北海道白老東高等学校の全生徒をもって構成する。

(目 的)

第3条 本会は生徒自らの学校生活の充実や向上を目指し、自発的・自主的な諸活動を通して社会生活に必要な公民としての資質や精神を養うことを目的とする。

(活 動)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 学校生活の充実や改善・向上を図る活動。
- (2) 生徒の諸活動間の連絡調整に関する活動。
- (3) 学校行事への協力に関する活動。

第2章 組 織

(各 機 関)

第5条 本会には次の各機関を置く。

- | | |
|------------|-------------|
| (1) 生徒総会 | (2) 代議員会 |
| (3) 執行委員会 | (4) 選挙管理委員会 |
| (5) 会計監査 | (6) 専門委員会 |
| (7) 外局 | (8) 部及び同好会 |
| (9) ホームルーム | |

第3章 役 員

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 副会長 2名
- (2) 書記 2～3名 会計 2～3名
- (3) 会計監査 2名
- (4) 専門委員長 4名
(風紀、体育、文化、保健 各1名)
- (5) 選挙管理委員長 1名
- (6) 総会
(議長、副議長 各1名)

2 前項の役員は各号相互の役員を兼ねることはできない。

(選 出)

第7条 役員は次の各号によって選出される。

- (1) 会長・副会長 別に定める選挙細則に基づき、選挙管理委員会が行う選挙による。
- (2) 書記・会計 会長が委嘱し、代議員会の承認を得る。
- (3) 会計監査・後期代議員会の互選によって選出し、会長が委嘱する。
- (4) 専門委員長・会長が委嘱し、代議員会の承認を得る。
- (5) 選挙管理委員長 各ホームルームにより選出した委員の中から互選によって選出する。
- (6) 総会の議長・副議長 各ホームルームにより選出した代議員の中から互選によって選出する。

(任 務)

第8条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 書記は文書事務、連絡調整等の業務を処理する。
- (4) 会計は経理等の会計業務を処理する。
- (5) 専門委員長は各専門委員会の業務を統括する。
- (6) 会計監査は会計及び物品ならびに業務を監査する。
- (7) 選挙管理委員長は生徒会における各選挙を統括する。
- (8) 議長及び副議長は生徒総会の秩序を維持し、議事を整理する。なお議事進行に著しく妨げのある場合は、退場を命ずることができる。

(任 期)

第9条 役員等（第6条の役員の他、各機関の構成員を含む。以下同じ。）の任期は次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長・書記・会計・会計監査・各種専門委員長
10月1日から翌年9月30日までの1年
 - (2) 選挙管理委員会
4月1日から翌年3月31日までの1年
 - (3) 各専門委員長及び各ホームルームより選出された役員
4月1日から9月30日まで（前期）と10月1日から翌年3月31日まで（後期）の6ヶ月とする。ただし外局員（吹奏楽局を除く）の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
- 2 本条第1項の役員等が選出されない場合は、次期役員等が選出されるまで任期を延長するものとする。
- 3 3年生は本条第1項第1号の役員については被選挙権を有しない。
- 4 都合により役員等が欠けた場合は、直ちに後任者を選出しなければならない。ただし、後任者の任期は前任者の残余期間とする。

(解職請求)

第10条 会員は次の場合、役員等を解職することができる。

- (1) 会長・副会長
代議員会において過半数以上の賛成があり、生徒総会において3分の2以

上の議決によるとき。

(2) 書記・会計・会計監査・専門委員長・選挙管理委員長

代議員会において3分の2以上の議決によるとき。

2 解職請求成立後は本規約の規定に基づき、すみやかに新役員の選出を行わなければならない。

3 旧役員は新役員の決定後、すみやかに引き継ぎを行わなければならない。

(選 出)

第11条 本会役員等の選出に関する細則は、別に定める。

第4章 各 機 関 の 構 成

(生徒総会)

第12条 生徒総会は全校生徒をもって構成する。

(代議員会)

第13条 代議員会は各ホームルームの委員長・副委員長によって構成される。

(執行委員会)

第14条 執行委員会は生徒会執行部（会長、副会長、書記、会計）と専門委員長によって構成する。

(選挙管理委員会)

第15条 選挙管理委員会は各ホームルームにより選出した委員（各1名）をもって構成する。

(会計監査会)

第16条 会計監査は、後期代議員会から選出された2名によって構成する。

(各専門委員会)

第17条 各専門委員会は、次により構成する。

(1) 風紀専門委員会  各ホームルームより2名

(2) 文化専門委員会

(3) 体育専門委員会

(4) 保健専門委員会  各ホームルームより男女各1名

(外 局)

第18条 外局は次により構成する。

(1) 放 送 局  希望者

(2) 吹 奏 楽 局

(部及び同好会)

第19条 部及び同好会は希望者によって構成される。ただし、別に定める条件を満たさなければならない。

(ホームルーム)

第20条 ホームルームには、ホームルーム委員長、副委員長（各1名）、会計、書記、（各2名）、風紀専門委員、文化専門委員（各2名）、体育専門委員、保健専門委員（男女各1名）、ホームルーム議長、副議長（各1名）を置く。

第5章 会 議

(生徒総会)

第21条 生徒総会は本会活動の最高議決機関である。

第22条 生徒総会は次の事項を審議・議決する。

- (1) 予算・決算ならびに本会の事業計画に関すること。
- (2) 規約の改廃に関すること。
- (3) 部の設立・廃止に関すること。
- (4) 役員の承認・解職に関すること。

第23条 生徒総会は年2回（5月、10月）開催を常例とし会長が召集する。

- 2 代議員会において3分の1以上の賛成を得たとき、又は会員の3分の1以上の署名により発議されたときは、臨時に生徒総会を開かねばならない。

(代議員会)

第24条 代議員会は生徒総会に次ぐ議決機関であり、生徒会執行部は必ず出席しなければならない。

- 2 会員は議長の許可を得て傍聴することができる。ただし、特別な場合を除き発言することはできない。

第25条 代議員会は次の事項について審議・決定する。

- (1) 生徒会行事の計画とその運営に関すること。
- (2) 校規の維持刷新に関すること。
- (3) 部及び同好会に関すること。
- (4) 各機関ならびに各ホームルームから提案された事項に関すること。
- (5) 役員の選出・解職に関すること。
- (6) その他生徒会活動に関すること。

第26条 代議員会の議題は会長が提出する。ただし、代議員の動議による提案を妨げない。

第27条 代議員会の決定事項は代議員及びホームルームの意思を反映するものでなければならない。

第28条 代議員会の開催は月1回を常例とし、議長が召集する。

- 2 会長及び議長が必要と認めた場合は臨時代議員会を開くことができる。
- 3 代議員の3分の1以上の署名による要求があった場合は、臨時代議員会を開かなければならない。

(定 足 数)

第29条 生徒総会及び代議員会は構成員の3分の2以上の出席がなければ議会を開き、又は議決することができない。ただし、緊急に必要な場合は定足数に満たなくとも、出席者の合意によって会議を開くことができるが、議決することはできない。

(議 決)

第30条 生徒総会及び代議員会の議決は、特別の規定がない限り議決権を有する出席者の過半数をもって可決し、可否同数の場合は議長の採決による。

第6章 執行委員会

(任 務)

第31条 執行委員会は本会のすべての活動の企画・立案・運営にあたる最高執行機関であり、会長がこれを代表する。

(会 議)

第32条 執行委員会は必要により会長が召集する。

第7章 専門委員会及び外局

(専門委員会の任務)

第33条 本会に次の専門委員会を置き、任務は次のとおりとする。

- (1) 風紀専門委員会・・・校内外の規律の維持・指導等。
- (2) 体育専門委員会・・・体育関係行事の原案の審議・運営等。
- (3) 文化専門委員会・・・図書室の運営補助、生徒会誌の編集・発刊。
- (4) 保健専門委員会・・・会員の保健管理・校内外の美化等。

第34条 各専門委員会は各部門ごとの活動を担当し、その原案の審議・運営にあたるとともに、その経過及び結果を執行委員会に報告しなければならない。

(外 局)

第35条 外局は執行委員会の管轄下に置かれる。

第36条 外局の局長は局員の互選により選出し、外局の活動以外に、生徒会行事・各専門委員会活動、学校教育活動等に協力する。

第8章 部 及 び 同 好 会

(目 的)

第37条 部及び同好会（以下「部等」という）は、共通の関心や興味を持つ会員をもって構成し、会員個々の全人的人間形成を目指すものでなければならない。

(加 入)

第38条 部等への重複加入は原則として認めないが、活動に支障がなければ、場合によっては認めることもある。

(登 録)

第39条 部等への加入登録は原則として4月とする。

2 前項により登録していないものによる諸活動は、本会の部等の活動として認めない。

3 第40条、第41条に関わる登録者数確認の時期は、4月中旬とする。

(部等の新設)

第40条 部等は、原則として高文連・高体連・高野連のいずれかに所属するものとする。

2 同好会を設立する場合は、会員数が5名以上、さらに団体種目については団体出場可能な人数を満たすとき代議員会に申請できる。

3 代議員会は前項の申請があったときは、人数・予算・設備・活動状況を考慮して審議決定し、総会に報告しなければならない。

4 同好会としての活動が1年程度経過した時点で、部への昇格を代議員に申請しなければならない。

5 代議員会は前項の申請があったときは、人数・予算・設備・活動状況を考慮して審議決定し、総会に報告しなければならない。

(部等の降格)

第41条 部等は次の場合に降格となる。

(1) 部

ア. 人数が満たない場合や活動が認められないとき同好会とする。

イ. そのほか特別な事情があり生徒総会で議決したとき同好会とする。

(2) 同好会

ア. 部へ昇格する以前の同好会の場合、人数が満たされない場合や活動が認められない場合は廃会となる。

イ. 部から降格した同好会については、その年度内に人数が回復せず、活動が認められない場合に廃会となる。ただし、個人としての大会参加が可能な場合、活動状況を審議のうえ、同好会としての大会参加を認めることがある。

ウ. 本校職員による顧問を欠いたとき廃会となる。

エ. その他特別な事情があり代議員会で議決したとき廃会となる。

(同好会に関する予算)

第42条 同好会へは、登録料・大会参加料は支給するが、部費・遠征費は支給しない。

ただし、部から降格した場合の同好会については執行委員会で活動状況を審議のうえ、遠征費を支給する。

(部等以外の活動について)

第43条 部・同好会以外にも次のような条件を満たし、校長の承認を得た場合には、大会への参加を認める場合がある。

ア. 正式な団体に所属し、継続的に活動しているとき

イ. 高体連・高文連への出場を希望するとき

2 承認を得た場合でも、登録料・参加料その他の生徒会からの金銭的な支出はおこなわない。

(顧問)

第44条 部等は互選によって部長を置かなければならない。

2 部等には本校教員による1名以上の教員を置き、部員等はその指導に従うものとする。

第9章 会 計

(会計)

第45条 本会の会計は会員の納付する会費及び入会金をもってこれにあてる。

2 会費は生徒総会の議決によらなければ増減することはできない。

3 会計に関する細則は別に定める。

(会計年度)

第46条 会計年度は4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

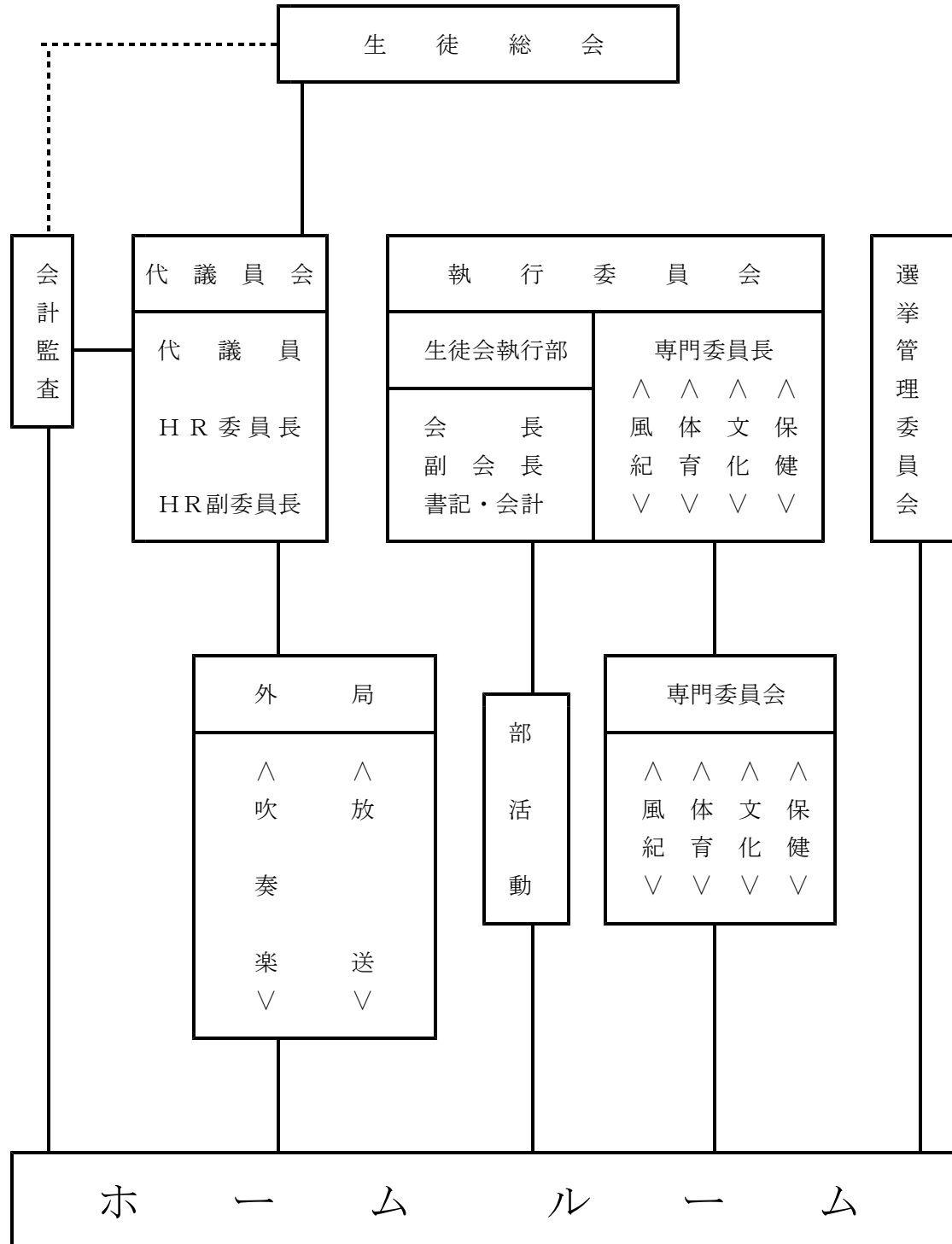
第10章 補 則

(改 正)

第47条 本会の規約は生徒総会の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

施行	本規約は、昭和62年4月1日から施行する。
改正	平成 8年 3月 (第8章部及び同好会)
改正	平成10年 3月 (第8章部及び同好会)
改正	平成11年 3月 (第3章役員、第4章各機関の構成)
改正	平成17年 3月 (第8章部及び同好会) 登録
改正	平成20年 4月 (第9条 任期)
改正	平成28年 4月 (第18条 外局、第33条 専門委員会の任務)
改正	平成29年 4月 (第18条 外局、生徒会組織図)
改正	平成30年 4月 (第18条 外局、第20条 ホームルーム、生徒会組織図)

生徒会組織図



生徒会会計業務細則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は、白老東高等学校生徒会規約第9章第45条第3項の規定に基づき、会計業務の適正な執行を目的として定める。

(会計業務)

第2条 本会の会計業務は、生徒会顧問の助言を得て、本会計が処理する。

2 会計は、常に経理の細部について明確にしておかなければならない。

(会 計)

第3条 本会の会計は会員の納付する会費及び入会金をもってこれにあてる。

2 会費は年額12,000円、入会金は1,000円とする。

(会計口座)

第4条 本会会計の預金口座は校長名義とし、その収支にあたっては生徒会顧問・教頭・事務長・校長を経由して行うものとする。

第2章 予 算

(編成方針)

第5条 会計係は、予算の編成にあたり、あらかじめ会長の定める予算編成方針を各担当者（規約第5条の各機関における責任者をいう。ただし、第5条第1・2・5・9号を除く。以下同じ）に通知するものとする。

(予算概算書)

第6条 各担当者が前条の通知を受けたときは、その担当の予算について予算概算書を作成し、指定期日までに会計に提出しなければならない。

2 会長及び会計は、予算の査定にあたり各担当者の説明及び資料の提出を求めることができる。

(予算の査定)

第7条 会計は、前条の規定により提出された予算概算書を査定し、必要な調整を加えて原案を作成し会長に提出しなければならない。

2 会長及び会計は、予算の査定に当たり各担当者の説明及び資料の提出を求めることができる。

(予 算 案)

第8条 予算案は会長が作成し、生徒総会において決定する。

2 予算案が総会で否定されたときは、1週間以内に再度予算案を提出しなければならない。

第3章 収 入 及 び 支 出

(会 費)

第9条 会費は4月から9月まで、授業料等学校納入金と共に納入する。

2 納入された会費等は原則として返還しない。

3 納入された会費等は月ごとに集計し、生徒会会計口座に入金する。

(支 出)

第10条 予算の執行にあたっては、次の事項を守らなければならない。

(1) 定められた科目に従って執行すること。

- (2) 予算の配当のない執行をしないこと。
- (3) 予算のわくを超えて執行をしないこと。

2 次の場合は会長の承認を得なければ予算の執行ができない。

- (1) 配当予算のわく内で、特定科目の支出が、その予算を超えるとき。
- (2) 予備費を使用する必要があるとき。

第11条 配当された予算を執行しようとするときは、次の手続きによる。

- (1) 各担当者は、各担当顧問の承認を得て別記様式により会計に請求する。
- (2) 会計は、納品書又は請求書に基づき生徒会顧問を経て支払いをする。

(特別な場合の支出)

第12条 各担当者は、緊急又は特別な事由により配当された予算の範囲内により難い事情があるときは、会長に申し出てその承認を得なければならない。

- 2 会長は、前項の申し出があった時は、その事情を調査・審議のうえその可否を決定する。この場合、必要があれば予算の更正又は補正を行うものとする。

第4章 決 算

(決 算 書)

第13条 会計は、予算の執行状況を常に明確にするとともに、役員改選前には中間報告書を、会計年度末には決算報告書を会長に提出するものとする。

(中間報告及び決算の承認)

第14条 会長は、前条の中間報告書及び決算報告書を生徒総会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 会長は、生徒総会に提出する中間報告書及び決算報告書を事前に全会員に配布するものとする。

第5章 監 査

(監 査)

第15条 会長は、会計年度末ごとに会計監査委員による定期監査を受けなければならない。

- 2 会計監査委員は、予算の執行又は収支に関して疑義のあるときは、いかなるときでも臨時監査を行いその改善を会長に勧告することができる。
- 3 会計監査委員が定期監査を実施したときは、その結果を生徒総会に報告しなければならない。

第6章 諸 帳 簿

(諸 帳 簿)

第16条 会計は、経理を記録する帳簿等を備えなければならない。

- 2 前項の帳簿等は、3年間保存するものとする。
- 3 各担当者及び会計の異動があったときにはすみやかに会長の承認を得て後任者に引き継がなければならない。

第7章 慶 弔 費

第17条 慶弔費は、次に定められた場合について支出する。

ア. 本校生徒会会員及び教職員が死亡した場合

・・・ 10,000円

イ. 本校生徒会会員の保護者が死亡した場合

・・・ 5,000円

ウ. 本校職員が転勤または退職した場合

・・・ 2,000円

※ 上記3項については金額相当の記念品、供花などにかえることができる。

第18条 本細則に特に定めていない場合は、執行委員会において協議のうえ決定し、代議員会に報告する。

第8章 補 則

第19条 この細則は代議員会の議決により改正することができる。

第20条 この細則は規程されていない事項は代議員会の審議による。

施行 この細則は昭和62年4月1日より施行する。

施行 この細則は平成15年4月1日より施行する。

改正 平成 8年3月（第7章 慶弔費）

改正 平成14年5月2日（第1章 第3条 会費）

生徒会選挙細則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本細則は、北海道白老東高等学校生徒会（本会と称す。以下同じ）規約第11条の規程に基づき、本会役員等の選出が、会員の自由に表明した意思によって公明かつ適正に行われることを目的としてこの細則を定める。

(細則の適用範囲)

第2条 この細則は、本会会長・副会長の選出について適用する。

(選挙権・被選挙権)

第3条 本会を構成する全生徒は、すべて平等に選挙権及び被選挙権を有する。ただし、規約第9条第3項及び懲戒処分中にあるものはこの限りでない。

第2章 選挙管理委員会

(構 成)

第4条 選挙管理委員会は本規約第15条によって構成され、委員長は委員の中から副委員長・書記各1名を指名する。

2 副委員長は委員長に事故のある時その職務を代行し、書記は事務を司る。

(任 務)

第5条 選挙管理委員会は、本会に関する選挙事務を管理執行する。

(兼職の禁止)

第6条 委員は本会のすべての役員に在職のまま兼任することができない。

第3章 選 挙

(告 示)

第7条 選挙管理委員会は、選挙に関する日程を定め、投票日の少なくとも2週間にその旨告示しなければならない。告示期間は1週間とする。

(立候補届け出)

第8条 立候補しようとするものは、告示期間の最後の3日間に次の事項を届けなければならない。

(1) 立候補しようとするもの 役職. 氏名. 学年. クラス名.

(2) 責任者(1名) 氏名. 学年. クラス名.

2 前項の締め切り日までに候補者の数が満たない場合でも立合演説会及び投票を実施する。欠員が出た場合は、後日補欠選挙を実施する。

3 選挙管理委員会は、立候補者の責任者になることはできない。

(立候補者の公示)

第9条 選挙管理委員会は立候補受付の締め切り後、ただちに立候補者名簿を公示しなければならない。

(選挙運動)

第10条 選挙運動は選挙管理委員会の定める範囲を超えて行うことができない。選挙運動の期日は投票日の1週間前から前日までとする。

2 立候補者は選挙管理委員会の許可を得て所定の場所にポスターを掲示することができる。

3 選挙管理委員会は、立候補者の責任者になることはできない。

(立候補者の公示)

第11条 立候補者は、選挙管理委員会の行う立合演説会で意見を表明し、責任者に立候補者の応援演説をさせることができる。

(投票)

第12条 選挙は全会員の直接無記名投票によって行う。ただし、1人が1役職に1票ずつ投ずることとし、欠席者の行使は認めない。

2 選挙は、投票日当日投票所において交付される投票用紙によって行う。

3 選挙管理委員会は、投票終了後投票箱を閉鎖し、投票総数を確定する。

(無効票)

第13条 次の投票は無効とする。

(1) 正規の投票用紙以外を使用したもの。

(2) 立候補者の氏名以外の記載のあるもの。

(3) 立候補者の氏名を判定または特定できないもの。

(4) 選挙管理委員会で指定した記号以外を記載したもの。

2 前号各号によりがたいときは、選挙管理委員会で審議のうえ、決定する。

(信任投票)

第14条 対立立候補者のいない立候補者については信任投票を行う。ただし、信任投票により信任されなかった場合は再投票を行う。

2 信任投票は、有効投票数の過半数をもって信任されたものとみなす。

(開票)

第15条 投票箱の開封及び開票業務は公開とし、選挙管理委員が行う。

2 立候補者は責任者を開票に立ち合わせることができる。

(当選)

第16条 立候補者が複数の場合の当選は有効投票数の単純数による。

(当選者の公示)

第17条 選挙管理委員会は、開票業務終了後すみやかに当選者を確定し、その結果を公示しなければならない。

(争訟)

第18条 会員は、本細則に基づく選挙に関して疑義または争いのある時は、第17条の公示のあと1週間以内に、選挙管理委員会に理由書を付してその旨を申し立て調査または審査を要求することができる。この要求は10名以上の賛成者の連署を得て書面で行うものとする。

2 前項の請求があった時は、選挙管理委員会で調査または審査をし、その結果を申立人に書面で回答するとともに公表しなければならない。

(解職請求)

第19条 生徒総会または代議員会において、本規約第10条に基づく解職請求が議決された場合は議決書が提出されてから2日以内に選挙管理委員会を開催しなければならない。

第4章 附 則

(改正)

第20条 本細則は、代議員会の3分の2以上の議決により改正することができる。

第21条 本細則についての疑義及び本細則に定めのない事項は、本規約並びに本細則に反しない限り、選挙管理委員会が審議の上決定することができる。

施行 本細則は昭和62年4月1日から施行する。

改正 平成11年8月（第1章総則・第3章選挙）

改正 平成19年4月（第1章細則・第16条当選）